

# 令和7年度学校いじめ防止基本方針

2025.4.7 宇和島市立住吉小学校

## 1 いじめの防止等の取組に関する基本的考え方

### 【学校教育目標】

住吉を愛し夢を持ってたくましく生きる児童の育成

いじめは、全ての児童に関係する問題である。本取組は、全ての児童が心身ともに健康に、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として実施されなければならない。

### (1) いじめ防止対策推進法の目的（いじめ防止対策推進法 第1条）

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### (2) いじめの基本認識

#### ア いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

#### イ いじめの定義の注釈・気を付けるべき点

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合

にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当する。

そのため学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要である。

#### イ いじめの防止等に対する基本姿勢

- (ア) いじめは、人間として絶対に許されない行為だという強い認識に立つこと
- (イ) いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと
- (ウ) いじめは当該児童個人の問題ではなく、学校や地域、家庭の在り方が問われる問題であるという認識に立つこと
- (エ) いじめ問題は、関係者が一体となって取り組む必要があるということ

#### (3) 推進体制

##### ア 校内組織（いじめ防止等対策委員会）

###### (ア) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、ハートなんでも相談員

###### (イ) 役割

- いじめの防止等の取組の年間計画作成・実施・検証・見直しを行う。
- 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。
- いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を図る。
- いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。

##### イ 住吉校区児童をまもり育てる協議会

###### (ア) 構成員

(住吉小学校) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事

(各機関の代表者) P T A、城北中学校、幼稚園、保育園、みどり寮、住吉公民館、民生児童委員・主任児童委員、校区自治会、校区老人クラブ、校区愛護会、校区関係諸機関(少年警察ボランティア協会、校区少年補導委員協議会)

###### (イ) 目的

学校内外における児童のいじめ問題や不登校の問題の解消や防止、児童の安全確保、健全育成等に対して、学校・家庭・地域が連携して取り組む。

(4) いじめの防止等に向けた取組の視点

- ア いじめの防止
- イ 早期発見
- ウ いじめに対する措置
- エ 地域や家庭との連携
- オ 関係機関との連携

2 いじめの防止等に向けた具体的な取組

(1) いじめの防止等に関する基本理念

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、次のことを目指して行われなければならない。

- 1 学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする
- 2 いじめが児童等の心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する児童等の理解を深める
- 3 児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめの問題を克服すること

(2) いじめの防止に向けた取組

○身体的な健康を中心にした、主に家庭で取り組むべき課題は  
「早ね・早おき・朝ごはん」

○いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は

・規律（きりつ） ・学力（がくりょく） ・自己有用感（ゆうようかん）

★きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められるという実感を持った子供

国立教育政策研究所『いじめに備える基礎知識』より抜粋

「居場所づくり」と「絆づくり」をキーワードとする取組

ささいな行為が簡単に燃え広がってしまう学級や学校の風土を潤いに満ちたものに変え、いじめが広がりにくい、深刻化しにくい風土へと変えていく「居場所づくり」の取組と児童が共同的な活動に主体的に取り組む中で、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を感じ取り、互いを認め合う中から生まれる感覚である“絆”によってつながった人間関係を、児童自らが更に紡いでいく「絆づくり」の取組を進めることが大切である。

ア 授業改善

- (ア) 「考える→分かる→楽しい授業」を実践し、全ての児童が参加・活躍できる授業を構成する。
- (イ) 間違った答えを言っても笑われたり叱られたりしないという雰囲気を作る。
- (ウ) 授業中に正しい姿勢を保つことに慣れさせる。（立腰）授業の開始時間に遅れない、忘れ物をしないことなどを習慣付ける。

## イ 心の教育の充実

学級活動、道徳教育及び人権・同和教育等の充実を図り、一人一人のよさや違いを認め合い、児童が自己有用感をもって安心して過ごせる学級集団作りに努める。

## ウ 体験活動の充実

生活科や総合的な学習の時間、放課後の活動等を活用し、社会体験、運動体験、自然体験、交流体験の充実を図り、児童の心身ともに健康な成長を目指す。

## (2) いじめを早期発見するための取組

### ア 普段の観察

毎朝の健康観察、日記、友達同士の会話、教師とのやり取り等で児童のささいな変化に気付くよう心掛ける。また、気付いたことを適切に記録する。

### イ 教育相談の充実

毎学期定期的に、児童一人一人と教育相談を実施し、不安や悩みについて個別に聞き取る。

### ウ アンケート調査による実態把握

学校生活アンケート等を活用し、児童一人一人の学校生活状況等の把握を図る。

### エ 児童と教員の共遊

ロング昼休み等を活用し、児童と教員と一緒に遊び、その中で交友関係の把握や児童との信頼関係の構築を図る。

### オ 児童と教員の信頼関係の構築

毎日のすべての教育活動から児童との望ましい人間関係の構築を図る。このとき、教員は積極的に児童の目線に立ったり、自分の指導方針を柔軟に変更したりして児童に接するよう努力する。

## (3) いじめへ対処するための取組

気付いた情報を確実に共有し、情報に基づき、速やかに対応する。

### ア 校内組織の確立

校長、教頭、教務主任、学級担任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、ハートなんでも相談員、SSW からなる「校内いじめ防止対策委員会」を組織し、事態発覚後 24 時間以内に対応を協議する。

### イ いじめ発覚後の対応の基本姿勢

(ア) 第一に、被害児童の安全を確保し、校長に報告する。

(イ) 校長は、いじめの報告を受け、「校内いじめ防止対策委員会」を 24 時間以内に招集し、適切な役割分担を行い、被害児童へのケア、加害児童等関係者への聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。

(ウ) いじめが確認された場合には、被害児童、加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭との連携を図り、問題の解決にあたる。

(エ) 校長は、いじめが重大な事態と判断された場合には、学校の設置者からの指示に従って必要な対応を行う。

(オ) 適切な支援・指導の後、当該児童や周囲の変容、様子を観察し、事後のケアにも努める。

(4) 家庭や地域と連携するための取組

ア 情報公開

学校・学年・学級通信の発行やHPによる情報提供、いじめ対応やインターネット利用に関するリーフレット等の配布による啓発・広報活動により、いじめ防止対策や対応についての理解を図る。

イ 諸会議による情報交換

学級・学年PTAや学校運営協議会等を開催し、家庭や地域と児童の生活状況について情報交換を行う。

(5) 関係機関と連携するための取組

教育委員会、警察署、児童相談所等関係機関の担当者や連絡先について、毎年度リスト化し、迅速な連絡・連携が図れるようにする。

3 いじめの防止等に向けた取組の充実のために

(1) 校内研修等の充実

いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を向上させるために、管理職や生徒指導主事が先導して、資質向上に向けた校内研修を充実させる。

(2) チェックリストを用いた取組の評価・検討

いじめの防止等に向けた取組の在り方について評価・検討するために、チェックリストを用いた定期的な確認、点検を行う。

(3) 児童が主体的に取り組む活動

児童会を中心として児童が主体的にいじめ防止の活動に取り組み、「いじめSTOP 愛顔の子ども会議」に参加し、学んだことを小学校全体に広げる活動を取り入れる。

(4) いじめ防止等に向けた年間計画

月	取組内容
4	いじめ防止基本方針（案）策定<①・②・③・④> 家庭訪問<②・④> 児童理解についての校内研修会<①> 学校生活アンケートの実施<①・②・③>
5	学校生活アンケートの実施<①・②・③>
6	人権・同和教育参観日<①・④> 児童会によるいじめ防止の取組<①・②・③> 学校生活アンケートの実施<①・②・③>
7	城北校区児童生徒をまもり育てる協議会<④> 懇談会<④> いじめ防止対策委員会（校内）の実施（1学期のいじめ防止対策の振り返り） <①・②・③>
8	「いじめSTOP 愛顔の子ども会議」参加<①・②・③・④> いじめ問題に関する校内研修会<①・②・③・④>

9	学校生活アンケートの実施<①・②・③>
10	学校生活アンケートの実施<①・②・③> 情報モラル・スマホルールに関する授業（3・4・5・6年生）<①・④>
11	学校生活アンケートの実施<①・②・③>
12	懇談会<④> いじめ防止対策委員会（校内）の実施（2学期のいじめ防止対策の振り返り） <①・②・③>
1	学校生活アンケートの実施<①・②・③>
2	学校生活アンケートの実施<①・②・③>
3	懇談会<④> いじめ防止対策委員会（校内）の実施（本年度の反省と来年度の計画立案） <①・②・③>
年間を通じて	朝のあいさつ運動、靴箱チェック、トイレのスリッパチェック<①・②> 毎月の「いじめに関する調査」報告<①・②・③> 毎月、生徒指導に関する共通理解<①・②・③>

※いじめの防止に関すること…①

早期発見に関すること…②

いじめに対する措置に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係諸機関との連携に関すること…④